養育費とは

養育費とは、こどもが生活していく上で必要な費用のことで、ここでは離婚や別居した親が、こどもの成長を支えるために行う金銭的な援助のことをいいます。一般的には、経済的、社会的に自立していないこどもが自立するまでに要する衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。
養育費がこどもに与える影響は大きいため、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

公正証書とは

公正証書とは、公証人という法律の専門家が作成する文書です。離婚の際に養育費等について公正証書で残しておくことで、その内容は法的に強い効力をつため、公正証書で残した約束が守られなかった場合は、法的措置に移行することが可能です。

沖縄県公証役場一覧　→→→

公正証書等作成費用の助成

養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用を支給します（上限５万円）。

◎申請できる方
名護市に住所を有し、次のいずれにも当てはまる方

☐養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養しているひとり親の方

☐養育費の取決めに係る経費を負担した方

☐養育費の取決めに係る公正証書等を有している方

☐過去に養育費の取決めを交わした同内容の文章に係る補助金又は他自治体、団体等からの給付金等を受けていない方

◎対象経費

☐公証人手数料

☐家庭裁判所の調停申立や裁判に要する収入印紙代

☐戸籍謄本等の取得に要する費用

☐家庭裁判所又は公証役場への書類の提出等の手続に係る郵送費用
※ただし、養育費に関するものに限る

◎申請書類

☐申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

☐住民票謄本

☐児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る）

☐補助金対象経費の領収書等

☐養育費の取決めが確認できる公正証書等

☐その他市長が必要と認めるもの

※ただし、公正証書や領収書等の名義は申請者名義であること

◎注意事項
令和７年９月10日以降の公正証書を作成した日から起算して、６ヶ月以内に申請書と必要書類を子育て支援課に提出してください。

弁護士法律相談費用の助成

弁護士による専門的な助言、指導等の支援を受けるための費用を市が負担します（原則１回限り）。

◎申請できる方
名護市に住所を有し、次のいずれにも当てはまる方

☐ひとり親又は婚姻解消のため配偶者と世帯を別にしている方

☐養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方

☐過去に、同内容補助金又は他自治体、団体等からの給付金等を受けていない方

◎相談までの流れ

窓口で相談、申込み
↓
子育て支援課から弁護士へ連絡
↓
相談者が弁護士に連絡、相談日時と場所を調整
↓
弁護士に相談（１回限り、１時間以内）